総則

第1章 計画の策定方針

1-1. 計画の目的

(1)計画の目的

- ○この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定により二宮町 防災会議が作成する計画です。
- ○計画の目的は、二宮町の防災に関し、町や県、行政機関、公共的団体等に加え、町 民や企業、災害ボランティア(以下、「関係機関」という。)が取り組むべき事務や 業務について、総合的な運営を計画化したもので、これを効果的に活用し、地域住 民の生命・身体や財産を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、 これによって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としています。

二宮町地域防災計画における2大目標

目標 1 人的被害の軽減 (一人の犠牲者も出さない)

目標 2 町民生活・活動の安定

| <u> фи жил-</u> Lэ | | 正確かつ迅速な | R L A 类 A 廷 D 从 | みわた ((中社内の | | |
|--------------------|-----|---------|-----------------|-------------------|--|--|
| 視点① | 視点② | 視点③ | 視点④ | 視点⑤ | | |
| | | | | | | |

| 視点① | 視点② | 視点③ | 視点④ | 視点⑤ |
|-------------------|---------|------------------------------|---------------------|----------------|
| 自助・共助による 取組の強化 | 減災思考の導入 | 正確かつ迅速な 情報の収集・提供 体制の強化 | 町と企業・各種団体 との連携強化 | 柔軟な災害対応の 実施 |

■二宮町地域防災計画における2大目標を支える5つの視点

視点①:自助・共助による取組の強化

自らの命は自分で守り、自らの生命の危機を脱した場合には、積極的に地域防災活動へ参画する。町民に対しこれらの原則を周知・徹底を図る計画としていきます。

視点②:減災思考の導入

防災が被害を出さないという取組であるのに対し、減災は被害の軽減を目指したダメージ コントロールの考え方です。限りある財源を有効に活用していくためにも、優先順位をつ けて防災対策を考えていくものとします。

視点③:正確かつ迅速な情報の収集・提供体制の強化

災害発生時の迅速かつ適切な避難体制を支援するため、情報の収集・提供体制を整備強化 していきます。

視点4:町と企業・各種団体との連携強化

町全体としての防災力を底上げするため、防災関係機関(以下、総 10-14 に示す機関を「防災関係機関」という。)や防災団体との連携をより強固なものとするとともに、民間活力を積極的に活用するようにします。

視点5:柔軟な災害対応の実施

どのような地震災害であったとしても、人的被害を軽減し、町民等の生活・社会活動への 影響を最低限に抑えられるよう、職員の防災教育を徹底するなど、柔軟な対応を可能とす る対策・体制づくりを進めます。

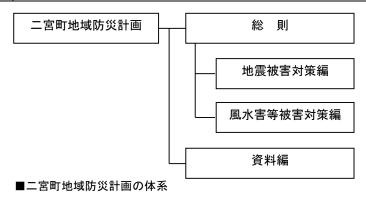
(2) 計画の修正にあたり

- ○二宮町地域防災計画は、昭和51年度に策定し、平成18年度、そして平成23年3月 11日に発生した東日本大震災の経験や教訓を活かした平成24年12月の全面的見直 しを行い、平成27年3月及び平成29年3月に修正をしてきたところです。
- ○今回は、災害対策基本法・防災基本計画・土砂災害防止等の関係各法等の改定や南海トラフ地震に関する情報等を踏まえた「神奈川県地域防災計画(地震災害対策計画)」の修正への対応に加え、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等の新たな要素への対応を行うこととするものです。

(3)計画の構成

○この計画の構成は、次のとおりです。

| 総則 | 〇二宮町及び防災関係機関等が自然災害に対して取り組むべき業務の大綱 |
|--------|-----------------------------------|
| 166 只9 | 等を規定する |
| | 〇二宮町に影響を及ぼすと想定される地震とその地震による被害想定、震 |
| 地雷地宝 | 災予防対策の推進、被害発生防止・拡大防止の基本的事項、地震発生直 |
| 地震被害 | 後から町災害対策本部及び防災関係機関が行う災害応急対策に係る体 |
| 対策編 | 制、措置等ならびに被災者の生活支援、町民生活の早期回復と生活安定 |
| | を図るための措置、公共施設の復旧・復興等の対策を規定する |
| | 〇二宮町に影響を及ぼすと想定される風水害等(地震災害及び原子力災害 |
| | を除く災害全般)の災害想定、災害予防対策の推進、被害発生防止・拡大 |
| | 防止の基本的事項、災害直後から町災害対策本部及び防災関係機関が行 |
| 風水害等 | う災害応急対策に係る体制、措置等ならびに被災者の生活支援、町民生 |
| 被害対策編 | 活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧・復興等の |
| | 対策を規定する |
| | 〇なお、その他の災害において、特段の記述がない場合においても、その |
| | 対応・体制・措置は、原則同様とする |
| 資料編 | 上記の各種対策に関連する資料等を掲載 |



- ○地震被害対策編のうち「第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」は、内閣府の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(令和3年5月一部改定)」を踏まえ、町や住民、企業が実施する防災対応の基本方針を定めるものです。
- ○地震被害対策編は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画 の基礎となる計画です。
- ○地震被害対策編は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成 14 年法律第 92 号) 第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計 画」、及び首都直下型地震対策特別措置法(平成 25 年法律第 88 号) 第 21 条の規定 に基づく「首都圏直下地震地方緊急対策実施計画」を兼ねるものとします。

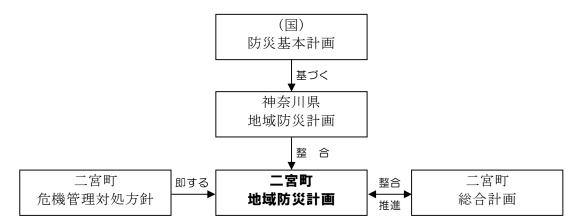
1-2.計画の運用

(1)計画の修正

- ○二宮町防災会議は、地域内の社会情勢の変化や関連法令の改正、県地域防災計画の 修正や関係機関の災害対策計画の改正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、 災害対策基本法第 42 条の規定に基づいて、毎年検討を加え、必要があると認める時 は、これを修正します。また、町の各業務の予防計画が進捗し、防災力の強化が図 られる場合は、応急対策計画も修正します。
- ○このため、町と防災関係機関は、その内容が緊急を要する場合はその都度、それ以 外の修正は、町防災会議が指定する期日までに計画修正案を町防災会議に提出する ものとします。

(2)他の計画との関係

○この計画は、町地域の災害対策に関する総合的で基本的な性格を有し、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画、神奈川県地域防災計画等、他の計画との整合性を図ります。



(3)計画の習熟・周知

○町や防災関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実地や図上訓練その他の方法で、この計画に習熟し、広く地域住民に対して周知を図り、防災に寄与するよう努めます。

1-3.計画の推進主体とその役割

(1) 防災力の向上に向けた取組及び連携

○地域の防災力を向上させるためには、町民、企業、町、その他防災関係機関が自ら の責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本であり、国や県 の支援も重要です。

1)関係機関との連携・調整

- ○この計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切です。 そこで、平常時においては町防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、 計画の進捗の調整を図ります。
- ○また、災害発生時には、県や防災関係機関と連携を図りながら、町災害対策本部 において町域における応急活動対策の調整を行います。

2) 防災に関する諸対策の推進

○防災に関する諸対策の推進に当たっては、町民、企業等の主体的な取組と地域住民に最も密着した町の役割が大きく、町は、これらの取組が円滑に進むよう、国及び県との連絡・調整に努め、必要に応じて支援を受けるとともに、所掌する施設等の防災力の向上に努めます。

3)対策の総合的な展開

○この計画は、長期的には災害に強い安全なまちづくりを進めながら、都市の防災性の向上と災害の発生に備えた事前準備を進め、想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めるとともに、復旧・復興対策の検討等と調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。

4) 災害発生時における地域の連携

- ○発災時には、町民、地域の主体的な取組と町の防災力が一体となった対応を図る ことが、被害を軽減、減少させることにつながります。
- ○そのため、町民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」 ことが大切であるとの認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練 への参加等の事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初 期消火活動、近隣の負傷者、要配慮者等の救助、避難所における自発的行動等、 自主防災組織、消防団、企業、ボランティア等と連携した防災活動を実施するこ とが重要です。

5) 災害発生時における広域的な連携

- ○この計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を有効に活用する等、防災活動を機動的に推進する ことが重要です。
- ○町は、広域的な応援が必要と認められる時は、災害対策基本法等の関係法令及び 相互応援協定により、国、県及び他市町村等に対して協力・支援を求めます。

6) 男女共同参画の推進

○この計画は、町民の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図ることが重要です。町は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大する等、男女共同参画の視点を意識した計画の推進に努めます。

7) 業務継続計画(BCP)の策定

○町は、災害等が発生した際に、災害応急業務について全力で取り組むとともに、 町民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、極力中断することなく継 続して遂行していくための体制を整備するため、業務継続計画(BCP)を策定し ます。

8) 被災地支援体制の構築

- ○被災地の自治体は、庁舎、職員自体が被災しており、被災者の救援、復旧、復興 のための十分な体制が整っていないことが想定されます。
- ○町は、県と連携し、被災地支援を実施するための人員・設備等の支援体制の確立 に努めます。

(2) 防災関係機関の実施責任

○災害応急活動推進のため、町・県・その他関係機関(以下、「防災関係機関」という。) の果たすべき責任は次のとおりです。

| 実施責任者 | 果たすべき責任 |
|-----------------------|-------------------------------|
| | 防災の第一義的責任を有する基礎自治体として、町域並びに町 |
| 二宮町 | 民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行 |
| 一名叫 | 政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他 |
| | の自治体の協力を得て防災活動を実施します。 |
| | 市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生 |
| | 命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、 |
| 神奈川県 | 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体 |
| 仲宗川宗 | の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地 |
| | 方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援 |
| | し、かつ、その総合調整を行います。 |
| | 町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、 |
| 指定地方行政機関 指定地方行政機関 | 指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災 |
| 日足地力打政城民 | 活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよ |
| | う勧告、指導、助言等の措置を行います。 |
| 指定公共機関 | 業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとと |
| 指定地方公共機関 | もに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。 |
| 0.446074 | 平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災 |
| 公共的団体 防災上重要な施設の管理者 | 害応急措置を実施します。また、町その他の防災関係機関の防 |
| | 災活動に協力します。 |

(3) 町民及び企業の責務

○災害応急活動推進のため、町民及び企業等の基本的な責務は次のとおりです。

| | 基本的責務 |
|--------|---|
| | ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨 |
| | 1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄や家 |
| | 具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連 |
| | 絡体制、行動についてのルールづくり等、自らが防災対策を行います |
| | イ 「皆のまちは、皆で守る」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積 |
| | 極的な参画に努めます |
| 町民 | ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する |
| | 知識、技能等を防災対策の実施や災害発生時に発揮できるよう努めます |
| | エ 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火 |
| | の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに |
| | 当たっては冷静かつ積極的に行動するように努めます |
| | オ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)につい |
| | て、あらかじめ決めておきます |
| | ア 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の |
| | 備蓄や消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防 |
| | 災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます |
| | イ 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を |
| | 明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動 |
| 企業 | に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラ |
| | インの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継 |
| | 続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます |
| | ウ 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者に |
| | ならないような措置を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携 |
| | して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積 |
| | 極的に行うよう努めます |
| | ア 災害救援のため活動するボランティアは、日頃から、地域・行政・関係機 |
| | 関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連 |
| | 携を深めるよう努めます |
| | イ 災害救援のため活動するボランティアは、災害時の活動の際には、食料、 |
| 災害救援 | 水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰る等できる限り自己完結型の活動に努めるよります。神災地の状況を埋握し、神災者の心情を勘案して |
| ボランティア | 活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して |
| | 活動します |
| | |
| | ウ 町及び県は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や 養成講座の開催、活動拠点(二宮町社会福祉協議会)の確保等、環境整備に |
| | |
| | 努めます |

(4) 地震災害対策計画及び風水害対策計画の推進管理

1)対策の着実な推進

- ○この計画を推進するためには、各防災機関が多くの事業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められることから、地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。
- ○また、国や県の財政措置を活用し、防災対策の第一線の機関としての町の防災力 の一層の向上を図ります。

2) 計画の点検と充実

- ○この計画の推進に当たっては、毎年度次の点検を行い、計画の進捗状況を把握し ながら、地震防災対策のより一層の充実を図ります。
- ○なお、点検・見直しには、県や関係機関等と協議、調整を行います。
 - ・計画に位置づけた主な事業の実施状況やその成果と課題
 - ・地震防災対策を取り巻く社会経済状況の変化と課題
 - ・活断層調査等の調査結果等、種々の地震関連制度等の動向を踏まえた新たな課題

1-4. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(1/5)

| 機関等の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------|--|
| 機関寺の名称 | |
| 二宮町 | ア 防災組織の整備及び育成指導 イ 防災知識の普及及び教育 ウ 災害教訓の伝承に関する啓発 エ 防災訓練の実施 オ 防災施設の整備 カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 キ 消防活動その他の応急措置 ク 避難対策 ケ 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 コ 被災者に対する救助及び救護の実施 サ 保健衛生 シ 文教対策 ス 被災施設の復旧 セ その他の災害応急対策 ソ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置 |
| 神奈川県 | ア 防災組織の整備 イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 ウ 防災知識の普及及び教育 エ 災害教訓の伝承に関する啓発 オ 防災訓練の実施 カ 防災施設の整備 キ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 ク 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 ケ 緊急輸送の確保 コ 交通規制、その他社会秩序の維持 サ 保健衛生 シ 文教対策 ス 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 セ 災害救助法に基づく被災者の救助 ソ 被災施設の復旧 タ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置 |
| 指定地方 行政機関 | 【関東管区警察局】 (7) 管区内各県警察の災害警備活動の指導調整 (4) 管区内各県警察の相互援助の調整 (ウ) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携 (エ) 警察通信の確保及び通信統制 (オ) 津波警報の伝達 【関東財務局(横浜財務事務所)】 (ア) 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供 (イ) 災害が発生した場合における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸与等 (ウ) 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等 (エ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 (オ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会 |

(2/5)

| 機用生のない | (2/5) 加田ナミも東郊及は米孜の土畑 |
|-------------|--|
| 機関等の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| | 【関東農政局(神奈川県拠点)】 |
| | (7) 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること |
| | (イ) 応急用食料等の支援に関すること |
| | (ウ) 食品の需給・価格動向等に関すること 【関末本共毎四日】 |
| | 【関東森林管理局】 |
| | (7) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成 |
| | (イ) 災害復旧用材(国有林材)の供給 【関東経済産業局】 |
| | 【 |
| | (イ) 生活必需品、復口員や寺防灰関係物員の口滑な供給の確保 (イ) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 |
| | (1) 間工弧米の事業有の業務の正常な建営の確保 (1) 被災中小企業の振興 |
| | 【関東東北産業保安監督部】 |
| | 【関系系元程系に支血目的】 (7) 火薬類、高圧ガス、LPガス(液化石油ガス)、電気、ガス等の危険物の保安確保 |
| | (イ) 鉱山における災害時の応急対策と保安確保 |
| | 【関東運輸局】 |
| | (7) 災害時における応急海上輸送対策 |
| | (1) 代替輸送の輸送機関への指導調整 |
| | (ウ) 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整 |
| | 【関東運輸局(神奈川運輸支局)】 |
| | (ア) 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整 |
| | 【東京航空局(東京空港事務所)】 |
| | (7) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置 |
| | (イ) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること |
| | (ウ) 特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底 |
| | 【第三管区海上保安本部】 |
| 46.44.06.44 | (7) 大規模地震災害対策訓練等の実施 |
| 指定地方 | (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 |
| 行政機関 | (ウ) 港湾の状況等の調査研究 |
| | (エ) 船艇、航空機等による警報等の伝達 |
| | (オ) 船艇、航空機等を活用した情報収集 |
| | (カ) 活動体制の確立 (キ) 船艇、航空機等による海難救助等 |
| | (ク) 船艇、航空機等による海無权助等 (ク) 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送 |
| | (ク) 神殿、肌上機等による傷柄者、医師、歴無者及び秋援物質等の素心制医 (ケ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 |
| | (1) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 |
| | (サ)排出油等の防除等 |
| | (ジ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 |
| | (ス) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 |
| | (t) 海上における治安の維持 |
| | (ソ) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の |
| | 保安に関する措置 |
| | (タ) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置 |
| | (チ) 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保 |
| | 【東京管区気象台(横浜地方気象台)】 |
| | (7) 津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への通報 |
| | (イ) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 |
| | (ウ) 地震、津波に係わる防災情報伝達体制の整備 |
| | (エ) 地震、潮位及び地殻ひずみに係わる観測施設の整備及び運用 |
| | (オ) 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供 |
| | (カ) 地震、津波防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言 |
| | (キ) 地震、津波に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力 (カ) ニカヅまの防止のための地震活動に関する情報、気象繁報、注意報、気象等に関する |
| | (ク) 二次災害の防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する 情報等の提供及び専門職員の派遣 |
| | 情報寺の提供及び専門職員の派遣 (ケ)復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説 |
| | (// |

(3/5)

| 機関等の名称 | (3/5) 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------------------|---|
| 121X1 (1 42 L1 1) | 【関東総合通信局】 |
| | (7) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 |
| | (イ) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し |
| | (ウ) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定 |
| | 変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特別措置(臨機の |
| | 措置)の実施 |
| | (エ) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供 【神奈川労働局】 |
| | 【仲宗川ガ側向】 (7) 工場事業場における労働災害の防止 |
| | 【関東信越厚生局】 |
| | (7) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること |
| | (イ) 関係機関との連絡調整に関すること |
| | 【国土地理院関東地方測量部】 |
| | (7) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 |
| | (イ) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 |
| | (ウ) 地殻変動の監視 【関東地方整備局】 |
| | 【関末地力走備周】 (7)防災上必要な教育及び訓練 |
| 指定地方 | (イ) 水防に関する施設及び設備の整備 |
| 行政機関 | (ウ)災害危険区域の選定 |
| | (エ) 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達 |
| | (オ) 災害に関する情報の収集及び広報 |
| | (カ) 水防活動の助言 |
| | (キ) 災害時における交通確保 (ク) 災害時における交通確保 |
| | │ (ク) 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施 │ (ケ) 災害復旧工事の施工 |
| | (7) |
| | (サ) 港湾施設及び海岸保全施設等の整備 |
| | (シ) 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力 |
| | (ス) 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策 |
| | 【関東地方環境事務所】 |
| | (7) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 |
| | │ (イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 │ (ウ) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 |
| | (リ) 放射性物質による汚染状況の情報収集及の提供並びに汚染等の除去への支援 (エ) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 |
| | 【南関東防衛局】 |
| | (7) 所管財産の使用に関する連絡調整 |
| | (イ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 |
| | (ウ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援 |
| | 【電信電話機関】 (表見中間に表現 /#) ********************************** |
| | (東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店、 |
| | │ ソフトバンク (株))】 │ (ア) 電気通信施設の整備及び点検 |
| | (イ) 電気通信心段の歪幅及び点径 (イ) 電気通信の特別取扱 |
| | (ウ) 電気通信施設の被害調査及び災害復旧 |
| | 【日本銀行(横浜支店)】 |
| | (ア) 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節 |
| | (1) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 |
| | (ウ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 |
| 指定 | (I) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (+) 名類世界に関する内部 |
| 公共機関 | (オ) 各種措置に関する広報 【日本赤十字社 (神奈川県支部)】 |
| | 【日本が上子性 (14 宋 川 宋 文 印 / 】 (7) 医療救護 |
| | (イ)救援物資の備蓄及び配分 |
| | (ウ) 災害時の血液製剤の供給 |
| | (エ) 義援金の受付及び配分 |
| | (オ) その他災害救護に必要な業務 |
| | 【日本放送協会(横浜放送局)】 |
| | (7) 気象予報、警報等の放送周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 |
| | (1) 紫思地震迷報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 |
| | (「」放送施設の保安 |
| | 1 1-1 MACHINE MEN A |

(4/5)

| 【中日本高速道路(株)(東京支社)、東日本高速道路(株)(関東支社)】 (ア) 道路の原金倫 (グ) 道路の原金倫 (グ) 道路の災害復旧 (江) 災害時における緊急交通路の確保 (首都高速道路の保金 (グ) 首都高速道路の保金 (グ) 首都高速道路の経費を備 (グ) 首都高速道路の経費を備 (グ) 首都高速道路の経費を備 (グ) 首都高速道路の経費を備 (グ) 第二時における緊急交通路の確保 (KDDI(株)】 (ア) 電気通信施設の整備。(成) (現実時における緊急交通路の確保 (KのDI(株) (変調時における緊急交通路の確保 (が) 災害時における緊急交通路の確保 (グ) 災害時における緊急交通路の確保 (グ) 災害時における職力検験の整備。(保全 (グ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (グ) 災害時の応急輸送対策 (国 (本) (重対策日の動産を受して、(大) (東京衛力バワーグリッド(株)(平球支社)】 (ア) (東京衛力バワーグリッド(株)(平球支社)】 (ア) (東京衛力バワーグリッド(株)(平球支社)】 (ア) (東京衛力バワーグリッド(株)(平球支社)】 (ア) (東京衛力が、(大) (東京衛の、(大) (東京衛力が、(大) (| 機関等の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--|-------------------------|---|
| (7) 道路の研密整備 (4) 道路の保全 (5) 道路の保全 (7) 道路の保全 (7) 道路の保全 (8) 首都高速道路の保全 (9) 首都高速道路の保全 (9) 首都高速道路の保全 (9) 首都高速道路の保全 (10) 災害時における緊急交通路の確保 [K D D I 【株]] (7) 電気通信配数の整備及び保全 (10) 災害時における電気通信の課通 [鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))] (7) 鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))] (7) 鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))] (7) 鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))] (7) 鉄道機械管語及び長長の輸送確保 (9) 災害時の応急輸送対策 [東京電力パワーグリンド(株) (7) (東京航力パワーグリンド(株) (7) (東京航力パワーグリンド(株) (7) (東京航力パワーグリンド(株) (7) (東京市力パワーグリンド(株) (7) (東京市力パワーグリンド(株) (8) (東京市力パワーグリンド(株) (9) 被災施設の整備及び点検 (4) 災害時における電力供給の確保 (5) 被災施設の応急復旧 [東京ガス(株)] (7) (東京航政の経済金(株) (6) 被災施設の応急復居 (7) (東京航政の経済金(株) (7) (東京航日に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者の東京東京戦の大の大田団体に対する前角の保険報音の料金免除 (1) 被災者の業務及の機関の改進を確保 (4) 教助物資を内容とする小包郵便物及が救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (1) 被災者の強度を目的とする寄付金の業の機関 (1) が、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大 | 10% [2] (1) (2) (1) (1) | |
| (イ) 道路の保全 (カ) 道路の災害復旧 (カ) 道路の災害を旧 (カ) 道路の影きを随い(株)] (カ) 首都高速道路の保全 (カ) 首都高速道路の保全 (カ) 首都高速道路の保全 (カ) 首都高速道路の保全 (カ) 質事時における緊急交通路の確保 [KDDI I (株)] (カ) 電気通信施設の整備及び保全 (カ) 災害時における緊急変通経の疎通 [鉄道機関(東日本版を鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))] (カ) 鉄道、軌道施設の整備及び保全 (カ) 災害時の応急物送対策 (1) 鉄道、軌道脱係被害調査及び使用 [日本通定(株) (西地奈川支店)] (カ) 災害時の応急輸送対策 (東京電力パワーグリット(株) (平塚支社)] (ア 電力供給施設の整備及び保全 (カ) 災害時の応急輸送対策 (東京電力パワーグリット(株) (平塚支社)] (ア 電力供給施設の整備及び保由 (カ) 域災施設の応急が表別を開発して、(カ) (東京ガス(株)) (カ) (東京ガス(株) (カ) (東京が成るの形成の発験業務の非常取扱(神奈川中久通(株)) (カ) (東京が成る大) (東京が成る所名を除るの場では、大) (東京が成る大) (東京 | | |
| (ウ) 道路の災害復旧 (エ) 選挙時における緊急交通路の確保 (首都高速道路の耐震整備 (イ) 首都高速道路の駅全会 (ウ) 首都高速道路の駅全会 (ウ) 首都高速道路の災害復旧 (エ) 災害時における緊急交通路の確保 (KDDI (株)) (ア) 電気通信施設の整備及び保全 (イ) 災害時における電気通信の疎通 (鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))] (ア) 鉄道、軌道施図を整備、皮(人) 災害時における電気通信の疎通 (鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))) (ア) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (ク) 災害時の応急輸送対策 (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 (日本通道(株) (西神奈川支店) (ア) 電力労用制度の輸送確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 (東京ガパワーグリッド(株) (平塚支柱)] (ア) 電力供給施図の整備及び点検 (イ) 災害時における電力供給の確保 (ク) 裁災施設の副産及び点検 (イ) 災害時における電力供給の確保 (ク) 被災施設の記を復旧 (独立行政法人国立病院機構) (ア) 医療班の綱成及び派道 (イ) 災害時における破損機合の機送及び受入れ (日本郵便(株) (二宮郵便局)] (ア) 医療理の綱成及び派道 (イ) 災害時における報例の必達の確保 (イ) 裁助物資を内容とする小包郵便物の光速の確保 (イ) 裁別物資を内容とする小包郵便物の大久型体保 (イ) 数災地域の地方公共団体に対する簡易保険者が多常、取り、(大) 機関 (神奈川中央交通(株)) (近後期 (神奈川中奈川中央交通(株)) (水) 減災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 (バス機関 (中部医師会三宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区、ア塚歯科医師会二宮地区、ア塚歯科医師会二宮地区)] (ア) 医療助産等複撲活動の実施 (イ) 残害動の応急輸送知道(株) ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ | | |
| (1) 災害時における緊急交通路の確保 (首都高速道路の保全 (1) 自都高速道路の保全 (1) 自都高速道路の保全 (1) 災害時における緊急交通路の確保 (KDD1(株)) (T) 電気通信施設の整備及び保全 (1) 災害時における緊急交通路の確保 (KDD1(株)) (T) 鉄道、軌道施設の整備及び保全 (1) 災害時における電気通信の疎通 (鉄道機関、東日本旅を客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))) (T) 鉄道、軌道原保の整備、保全 (1) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策 (1) 鉄道、軌道関係城市調查及び侵旧 (日本通道(株) (西神奈川支店)) (7) 災害対策にの型を輸送対策 (東京電カパワーグリッド(株) (平塚支社)) (7) 電力供給施設の整備及び点検 (1) 災害時の応急輸送対策 (東京電カパワーグリッド(株) (平塚支社)) (7) 電力供給施設の整備及び点検 (1) 災害時における電力供給の確保 (2) 減災施設の原金の対点検 (1) 減災施設の応急復旧 (地立行政法人国立病院機構) (7) 施設の整備及び点域 (1) 淡事時における軽別共給の確保 (2) 被災施設の応急復旧 (独立行政法人国立病院機構) (7) 医療田の編成及び派遣 (1) 災害時における軽災はが連盟の場と及び受入れ (日本郵便(株) (二宮殿の海送とので入れ (日本郵便(株) (二宮殿の海送とので入れ (日本郵便(株) (二宮殿の海の送達の確保 (1) 教助物資を内容とする小包郵便物及び教助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (1) 教等時における郵便物の対達の確保 (1) 教事時における郵便付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の教援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の教援を内容とする内全の送金のための郵便振替の料金免除 (3) 為替所金業務及び間場保険業務の非常取扱 (3) 減災地域の地方公共団体に対する間易保険積立金による災害応援融資 (バス機関(神奈川中央交通(株)) (7) 核災活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 (1) 淡準時の定急輸送対策 (医療機関(中部医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区) (7) 医療・時に活ける場合、大学・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア | | |
| (7) 首都高速道路の耐震整備 (4) 首都高速道路の災害復旧 (2) 災害時における緊急交通路の確保 [KDDI(株)] (7) 電気通信施設の整備及び保全 (4) 災害時における緊急交通路の確保 [鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))] (7) 鉄道、軌道施設の整備。保全 (4) 災害時における電気通信の疎通 [鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))] (7) 鉄道、軌道施設の整備を収全 (9) 災害時の応急輸送対策 (1 鉄道、軌道側係被害測查及び復旧 [日本通運(株)(西神奈川支店)] (7) 災害対策用物質の輸送対策 [東京電力パワーグリット(株)(平塚支社)] (7) 電力供給施設の整備及び点検 (4) 災害時における電力供給の確保 (9) 被災施設の調查及び復旧 [東京電力パフーグリット(株)(平塚支社)] (7) 施設の整備及び点検 (1) 被災施設の調查及び復旧 [東京電力パフーグリット(株)(平塚支社)] (7) 施設の整備及び点検 (4) 災害時における電力供給の確保 (5) 被災施設の応急復旧 (4) 災害時における電力供給の確保 (6) 被災施設の応急復旧 (7) 医療師の編成の近派遣 (7) 医療師の編成の近派遣 (7) 医療師の編成が派遣 (7) 医療師の編成が派遣 (7) 医療師の編成が派遣 (7) 医療師の編成が派遣 (7) 疾事時における郵便物の送達の確保 (7) 教助物資を内容とする小包郵便物及び教助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (7) 被災者の対策と同をとする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 強ぎ者の教養と同答との書便、大部では被災者が差と出す郵便物の料金免除 (1) 強ぎ者の教養と同答との書の表の形成が表別を開発を発展しまる災害の定めの影の確保 (7) 被災地の人員輸送対策 (1 に対しな人員輸送の確保 (7) 変勢の応急機関(体計) (7) 医療の危急機送対策 (1 医療機関(中部医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区) (7) 医療の危急機送対策 (1 医療援関(中部医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区) (7) 医療の危急機送対策 (1 医療援関(中部医師会二宮班、下塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区) (7) 医療の危急機送対策 (1 医療援関(体) アール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |
| (イ) 首都高速道路の災害復旧 (① 災害時における緊急交通路の確保 【K D D I (株)】 (7) 電気通信能設の整備及び保全 (4) 災害時における緊急交通路の確保 【K D D I (株)】 (7) 鉄道、軌道能段の整備及び保全 (4) 災害時における電気通信の疎通 【鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))】 (7) 鉄道、軌道関係被害調查及び長員の輸送確保 (6) 災害時の危急輸送対策 (1 日本通運(株) (西神宗川支店)】 (7) 災害時の危急輸送対策 【東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)】 (7) 電力供給能設の整備及び信検 (4) 災害時の危急輸送対策 【東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)】 (7) 施設の整備及び后検 (4) 災害時における電力供給の確保 (5) 放災施設の耐急を置して、(6) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | | 【首都高速道路(株)】 |
| (ウ) 首都高速道路の災害復旧 (エ | | (ア) 首都高速道路の耐震整備 |
| (1) 災害時における緊急交通路の確保 【K D D I (株) (7) 電気通信施設の整備及び保全 (4) 災害時における電気通信の疎通 【鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))】 (7) 鉄道、軌道施設の整備、保全 (4) 災害対に必要な物資及び人員の輸送確保 (5) 災害時の応急輸送対策 (1) 鉄道、軌道関係被害調查及び復旧 [日本通運(株) (西神奈川支店) (7) 電力供給施設の整備及び長度 (4) 災害時の応急輸送対策 【東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)】 (7) 電力供給施設の整備及び点検 (4) 災害時の応急を過差対策 【東京市方(大学) (7) 電力供給配設の確保 (6) 被災施設の調査及び復旧 【東京ガス(株)】 (7) 電かは総費ので、10 (1) (1) (2) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 | | (イ)首都高速道路の保全 |
| 【K D D I (株)】 (ア) 電気通信施設の整備及び保全 (人) 災害時における電気通信の疎通 【鉄道機関、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))】 (ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全 (人) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (外) 災害時の応急輸送対策 (工) 鉄道、軌道院核密書調査及び復旧 【日本通運(株) (西神奈川支店)】 (ア) 集当時の応急輸送対策 【東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)】 (ア) 電力供給施設の整備及び点検 (人) 災害時における電力供給の確保 (外) 被災施設の調査及び復旧 【東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)】 (ア) 電力供給施設の整備及び点検 (人) 災害時における電力供給の確保 (外) 被災施設の応急復旧 【東京ブス(株)】 (ア) 施設の整備及び点検 (人) 被災地域の移動の直接 (人) 数災施設の高線旧 【東京ブス(株)】 (ア) 施設の軽備及び点検 (人) 被災施設の高後間 【東京行る機構】 (ア) 医療班の編成及び派遣 (人) 災害時における都受制を衛展 (人) 教助物資を内容とする小包郵便物及び教助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (力) 教り動物資を内容とする小包郵便物及び教助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (力) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (力) 海替門企業務及び簡易保険業務の非常取扱 (力) 海替門企業務及び簡易保険業務の非常取扱 (力) 海替門企業務及び簡易保険業務の非常取扱 (力) 海替門企業務及び簡易保険業務の非常取扱 (力) 海替門企業務及び簡易保険業務の非常取扱 (力) 海衛中業所必会共同での共同を開発している場合による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (人) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中部医師会二宮) (ア) 医療助産等物護活動の実施 (力) 数護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【版法機関((株) アーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ケ) 災害状況及び災害対案に関する放送 | | |
| (ア) 電気通信施設の整備、び保全 (外) 災害時における電気通信の疎通 「鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))】 (ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全 (外) 災害時の応急輸送対策 (土) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 「日本通運(株) (西神奈川支店)】 (ア) 災害時の応急輸送対策 「東東カバワーグリッド(株) (平塚支社)】 (ア) 電力供給施設の整備及び点検 (外) 漢時の応急輸送対策 「東京カス(株)】 (ア) 施設の監備及び点検 (外) 液ý施設の調査及び復旧 「東京ガス(株)】 (ア) 施設の整備及び高検 (外) 被災施設の調査及び復旧 「東京ガス(株)】 (ア) 施設の応急復旧 「独立行政法人国立病院機構】 (ア) 医療班の編成及び派遣 (外) ※専時における被災患者の撤送及び受入れ 「日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (ア) 災害時における極度(株) (二部便局)】 (ア) 災害時における郵便制の送達の確保 (外) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (対) 数割的資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (対) 数第十二、対策では、対策では、対策では、対策では、対策では、対策を対策を関係、(外) が、対策では、対策では、対策を制定のでは、(外) が、対策が地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 「バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人自輸送の確保 (外) 変害時の応急輸送対策 「医療規度(神奈川中央交通(株)】 (ア) 恢復がのよ急輸送対策 「医療財産等数とが無いので、大塚関係、(株) デレビ神奈川、横浜エフエム放送機関((株) アール・エフ・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川、横浜エフエム放送機関((株) アール・エフ・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川、横浜エフエム放送機関((株) アール・エフ・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川、横浜エフエム放送機関((株) アーガルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (外) 緊急地震速報の迅速な伝達 (外) 災害対策に関する放送 | | |
| (イ) 災害時における電気通信の疎通 (芸) 機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))】 (ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全 (イ) 災害対底に必要な物資及び人員の輸送確保 (力) 災害時の応急輸送対策 (1、鉄道、軌道開係被害調查及び復旧 [日本通運(株)(西神奈川支店)】 (ア) 災害対策用物資の輸送確保 (人) 災害時の応急輸送対策 【東京電力パワーグリッド(株)(平塚支社)】 (ア) 電力供給施設の整備及び点検 (人) 被災施設の調查及び後旧 【東京ガス(株)】 (ア) 施設の整備及び点検 (イ) 被災施設の応急健旧 【独立行政法人国立病院機構】 (ア) 医療班の編成及び派遣 (人) 災害時における都受患者の搬送及び受入れ (日本郵便(株)(一宮郵便局)】 (ア) 災害時における都受し書の機と及び受入れ (日本郵便(株)(一宮郵便局)】 (ア) 災害時における郵便物の送達の確保 (人) 教助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (ク) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (カ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (カ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (カ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (カ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (カ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (カ) 被災者の救援を目的に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (人) 淡意時の応急輸送対策 【医療機関(中部医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 医療助産等教護活動の実施 (人) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (5) 災害特況及び災害対策に関する放送 | | |
| 【鉄道機関(東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))】 (ア) 鉄道、軌道施股の整備、保全 (ウ) 災害時の応急輸送対策 (主) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 (日本通運(株) (西神奈川支店)】 (ア) 災害対策に必能送対策 (利) 災害時の応急輸送対策 (利) 災害時の応急輸送対策 (東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)】 (ア) 電力供給施股の整備及び点検 (利) 災害時における電力供給の確保 (ク) 被災施股の調査及び復旧 (本立行政法人国立病院機構】 (ア) 医療班の編成及び派遣 (イ) 災害時における都便物の送達の確保 (ク) 被災施股の応急復旧 (カンで政法人国立病院機構】 (ア) 医療班の編成及び派遣 (イ) 災害時における都便物の送達の確保 (イ) 教助物資を内容とする小包郵便物及び教助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (カ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (カ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (カ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (カ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (カ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (カ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (カ) 被災者に対する部債とよる災害応援融資 (バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 恢災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 (医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 医療助産等教護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 (加) 放送機関((株) アー・エア・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川、横浜エフエム放送機関((株) アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |
| (7) 鉄道、軌道施設の整備、保全 (4) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (5) 災害時の応急輸送対策 (1) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 (日本通運(株) (西神奈川支店) (7) 災害時の応急輸送対策 (東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)] (7) 電力供給施設の整備及び点検 (4) 災害時における電力供給の確保 (9) 被災施設の恋急復旧 (東京ガス(株)] (7) 施設の整備及び点検 (4) 被災地に対する燃料供給の確保 (9) 被災施設の総急復に (独立行政法人国立病院機構] (7) 医療班の総成及び派遣 (4) 災害時における郵便構] (7) 災害時における郵便物の送達の確保 (4) 教助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の対援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の対援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (3) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (4) (4) 災害時の応急輸送対策 (正疾機関(神奈川中央交通(株)) (7) 被災地の人員輸送の確保 (4) 災害時の応急輸送対策 (医療機関(中部医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)] (7) 医療助産等教護活動の実施 (4) 教護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 (1版送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))] (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (9) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (4) 災害時の応急輸送対策 (5) 災害時の応急輸送対策 (1) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 [日本通運(株) (西神奈川支店)] (7) 災害対策用物資の輸送確保 (4) 災害時の応急輸送対策 [東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)] (7) 電力供給施設の整備及び点検 (4) 災害時における電力供給の確保 (5) 被災施設の調査及び復旧 [東京ガス(株)] (7) 施設の整備及び点検 (4) 被災地に対する燃料供給の確保 (5) 被災施設の応急復旧 [独立行政法人国立病院機構] (7) 医療班の編成及び派遣 (4) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ [日本郵便(株) (二宮郵便制)] (7) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ [日本郵便(株) (二宮郵便制の送達の確保 (4) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (5) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 海替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 [ズス機関(神奈川中央交通(株)] (7) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 [ズス機関(中部医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)] (7) 医療助産等救護活動の実施 (4) 救護活動に必要な強権(株) [依機関((林)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))] (7) 気象予観、客報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (9) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (ウ) 災害時の応急輸送対策 (工 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 (日本通運(株) (西神楽川支店)] (ア) 災害対策用物資の輸送確保 (人) 災害時の応急輸送対策 (東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)] (ア) 電力供給施設の整備及び点検 (人) 災害時における電力供給の確保 (ウ) 被災施設の応急後旧 (東京ガス(株)] (ア) 施設の整備及び点検 (人) 被災施設の応急後旧 (独立行政法人国立病院機構] (ア) 医療助の応急後間 (独立行政法人国立病院機構] (ア) 医療助の協定のが派遣 (人) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ (日本郵便(株) (二宮郵便局)] (ア) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ (日本郵便(株) (二宮郵便局)] (ア) 災害時におけるが患者の機送及び受入れ (日本郵便(株) (二宮郵便局)] (ア) 災害時におけるが患者の機送及び受入れ (日本郵便(株) (二宮郵便局)] (ア) 災害時におけるが患者の機送及び受入れ (日本郵便(株) (二宮郵便局)] (ア) 災害時におけるが患者の機定をの確保 (人) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (力) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者に対する新便はがき等の無償を行及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (力) 被災者に対する「自体制度を関係を定義の主常の事態を開発しまる災害応援融資 (ア) 大機関(中部・アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、アール・エフ・ラジオ日本、(株)・アーレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))] (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (人) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (1) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 【日本通運(株) (西神奈川支店)】 (7) 災害対策用物資の輸送対策 【東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)】 (7) 電力供給施設の整備及び点検 (4) 災害時における電力供給の確保 (5) 被災施設の調査及び復旧 【東京ガス(株)】 (7) 施設の整備及び点検 (4) 被災地に対する燃料供給の確保 (5) 被災施設の応急復旧 【独立行政法人国立病院機構】 (7) 医療班の編成及び派遣 (4) 災害時における軟災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便の) 【日本助便(株) (二宮郵便の) (7) 災害時における郵便物の送達の確保 (4) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (5) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (5) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (6) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (7) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (7) 被災地の人員輸送の確保 (4) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 医療助産等救護活動の実施 (4) 教護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関(体於アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (5) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| 指 定 公共機関 (円本通運(株) (西神奈川支店)】 (ア) 災害時の応急輸送対策 【東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)】 (ア) 電力供給施設の整備及び点検 (作) 波災施設の整備及び点検 (作) 被災施設の配置を変化。 【東京ガス(株)】 (ア) 施設の整備及び点検 (作) 被災地との対る燃料供給の確保 (労) 被災施設の応急復旧 【独立行政法人国立病院機構】 (ア) 医療班の編成及び派遣 (作) 災害時における郵便物の送達の確保 (作) 被災事時における郵便物の送達の確保 (作) 救助物資を内容とする小包郵便物及び教助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ア) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (ア) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (ア) 被災者の教援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (ア) 被災者の教援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (ア) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 後、大田体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 後、大田体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【が、大田体に対する簡易保険積立金による災害が援強資(ア)、後、大田体に対する簡易保険積立金による災害が援強資(ア)、数に対して、大田体に対する協力を開発して、大田体の料金の料金の料金の表のの表の表の書の表の表の書の表の書の表の書の表の書の表の書の表の書の表の表の書の表 | | |
| 公共機関 ((1) 災害時の応急輸送対策 (東京電力パワーグリッド(株)(平塚支社)】 (7) 電力供給施設の整備及び点検 (4) 災害時における電力供給の確保 (5) 被災施設の調査及び復旧 (東京ガス(株)】 (7) 施設の整備及び点検 (4) 被災地に対する燃料供給の確保 (5) 被災施設の応急復旧 (独立行政法人国立病院機構】 (7) 医療班の編成及び派遣 (4) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ (日本郵便(株)(二宮郵便局)】 (7) 災害時における郵便物の送達の確保 (4) 救助物資を内容とする小色郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (5) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 海替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (5) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 (インス機関(神奈川中央交通(株)】 (7) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 (インス機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 医療助産等執護込対策 (医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 医療助産等執護活動の実施 (4) 教護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 (1 放送機関((株) アール・エフ・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (5) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| 【東京電力パワーグリッド(株) (平塚支社)】 (7) 電力供給施設の整備及び点検 (4) 災害時における電力供給の確保 (9) 被災施設の調査及び復旧 【東京ガス(株)】 (7) 施設の整備及び点検 (4) 被災地に対する燃料供給の確保 (5) 被災施設の応急復旧 【独立行政法人国立病院機構】 (7) 医療班の編成及び派遣 (4) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (7) 災害時における郵便物の送達の確保 (4) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (5) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の教援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の教援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の教援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災地の人員輸送の確保 (1) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (7) 被災地の人員輸送の確保 (4) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中部医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 医療助産等救護活動の実施 (4) 教護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (5) 災害状況及び災害対策に関する放送 | 指 定 | (7) 災害対策用物資の輸送確保 |
| (7) 電力供給施設の整備及び点検 (4) 災害時における電力供給の確保 (5) 被災施設の調査及び復旧 【東京ガス(株)】 (7) 施設の整備及び点検 (4) 被災地に対する燃料供給の確保 (5) 被災施設の応急復旧 【独立行政法人国立病院機構】 (7) 医療班の編成及び派遣 (4) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (7) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便制の送達の確保 (4) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (5) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者に対する郵便はがき等の非常取扱 (1) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 被災地域人員輸送の確保 (4) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 複災助度等数度活動の実施 (4) 災害時の応急輸送対策 【医療機関((株) アール・エフ・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (5) 災害状況及び災害対策に関する放送 | 公共機関 | |
| (4) 災害時における電力供給の確保 (ク) 被災施設の調査及び復旧 【東京ガス(株)】 (ア) 施設の整備及び点検 (4) 被災地に対する燃料供給の確保 (ク) 被災施設の応急復旧 【独立行政法人国立病院機構】 (ア) 医療班の編成及び派遣 (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (ア) 災害時における郵便物の送達の確保 (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (ク) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (オ) 海替貯金業務及び簡易保険養力金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 疾療助産等教護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (ア) 条条予報、警報の送め間知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ク) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (ウ) 被災施設の調査及び復旧 【東京ガス(株)】 (ア) 施設の整備及び点検 (4) 被災地に対する燃料供給の確保 (5) 被災施設の応急復旧 【独立行政法人国立病院機構】 (ア) 医療班の編成及び派遣 (4) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (ア) 災害時における郵便物の送達の確保 (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (加) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 被談活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放 送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| 【東京ガス(株)】 (7) 施設の整備及び点検 (4) 被災地に対する燃料供給の確保 (5) 被災施設の応急復旧 【独立行政法人国立病院機構】 (7) 医療班の編成及び派遣 (4) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (7) 災害時における郵便物の送達の確保 (4) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (3) 被資計金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (5) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (7) 被災地の人員輸送の確保 (4) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 医療助産等教護活動の実施 (4) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株) アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放 送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (5) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (7) 施設の整備及び点検 (4) 被災地に対する燃料供給の確保 (5) 被災施設の応急復旧 【独立行政法人国立病院機構】 (7) 医療班の編成及び派遣 (4) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (7) 災害時における郵便物の送達の確保 (4) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (5) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (7) 被災地域の危急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 医療助産等救護活動の実施 (4) 災害時の応急輸送対策 【医療機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (5) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (4) 被災地に対する燃料供給の確保 (ウ) 被災施設の応急復旧 【独立行政法人国立病院機構】 (ア) 医療班の編成及び派遣 (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (ア) 災害時における郵便物の送達の確保 (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (力) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 医療助産等救護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (ウ) 被災施設の応急復旧 【独立行政法人国立病院機構】 (7) 医療班の編成及び派遣 (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (7) 災害時における郵便物の送達の確保 (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (ウ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (7) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) を療助産等救護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| 【独立行政法人国立病院機構】 (7) 医療班の編成及び派遣 (4) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (7) 災害時における郵便物の送達の確保 (4) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (5) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (7) 被災地の人員輸送の確保 (4) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 医療助産等救護活動の実施 (4) 救護活動の実施 (4) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (5) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (7) 医療班の編成及び派遣 (4) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (7) 災害時における郵便物の送達の確保 (4) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (5) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (1) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (か) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (7) 被災地の人員輸送の確保 (4) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 医療助産等救護活動の実施 (4) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送の共機関 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (5) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入れ 【日本郵便(株) (二宮郵便局)】 (ア) 災害時における郵便物の送達の確保 (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (力) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 医療助産等救護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株) アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ケ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (7) 災害時における郵便物の送達の確保 (4) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (5) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (5) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (7) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (7) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (7) 被災地の人員輸送の確保 (4) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 医療助産等救護活動の実施 (4) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (5) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (カ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 医療助産等救護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| 免除 (ウ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 医療助産等救護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株) アール・エフ・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (ウ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 医療助産等救護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 医療助産等救護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (ア) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 医療助産等救護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (カ)被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応援融資 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (7)被災地の人員輸送の確保 (4)災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7)医療助産等救護活動の実施 (4)救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7)気象予報、警報等の放送の周知 (4)緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ)災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| 【バス機関(神奈川中央交通(株)】 (7)被災地の人員輸送の確保 (4)災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7)医療助産等救護活動の実施 (4)救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7)気象予報、警報等の放送の周知 (4)緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ)災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (7) 被災地の人員輸送の確保 (イ) 災害時の応急輸送対策 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (ア) 医療助産等救護活動の実施 (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフェム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (ア) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| 【医療機関(中郡医師会二宮班、平塚中郡薬剤師会二宮地区、平塚歯科医師会二宮地区)】 (7) 医療助産等救護活動の実施 (4) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放 送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (7) 医療助産等救護活動の実施 (1) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放 指定地方 公共機関 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (1) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放 指定地方 公共機関 (株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| 【放送機関((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放 指定地方 公共機関 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | |
| 指定地方 送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株))】 公共機関 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (4) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | (イ)救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 【オーンとは |
| 公共機関 (7) 気象予報、警報等の放送の周知 (1) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | 41°, 2° 116 4 | 【放迗機関((株)アール・エフ・フシオ日本、(株)アレヒ神余川、横浜エフエム放 |
| (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達 (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | | ·= ···· · · · · · · · · · · · · · · · · |
| (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送 | ム大阪関 | |
| | | |
| | | (エ)放送施設の保安 |
| 【新聞社((株)神奈川新聞社)】 | | |
| (7) 災害状況及び災害対策に関する報道 | | |
| 【神奈川県住宅供給公社】 | | |
| (7) 災害時における住宅の緊急貸付 | | (7)災害時における住宅の緊急貸付 |

(5/5)

| == | (5/5) |
|--------|--|
| 機関等の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| | 【ガス供給機関(小田原ガス(株)、公益社団法人神奈川県LPガス協会)】 |
| | (ア) ガス供給施設の耐震整備 |
| 指定地方 | (イ) 被災地に対する燃料供給の確保 |
| | (ウ)ガス供給施設の被害調査及び復旧 |
| 公共機関 | 【一般社団法人神奈川県トラック協会】 |
| | (7) 災害対策用物資の輸送確保 |
| | (イ)災害時の応急輸送対策 |
| | 【農業協同組合(JA湘南二宮町支所)】 |
| | (ア) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 |
| | ((()農作物災害応急対策の指導 |
| | (ウ) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋 |
| | (エ) 被災農家に対する融資あっ旋 |
| | 【漁業協同組合(二宮町漁業協同組合)】 |
| | (ア) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 |
| | (イ) 被災組合員に対する融資又は融資のあっ旋 |
| | (ウ) 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立 |
| | 【商工会等商工業関係団体(二宮町商工会)】 |
| | (ア) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 |
| | (イ) 救助用物資、復旧資財の確保についての協力 【水道用水供給事業者】 |
| | 【小旦用小供和争未句】 (ア)県、町が行う被害状況調査及び応急給水への協力 |
| | (イ) 原、町が1) 7 被害状が調査及び心思結ぶべめ協力 (イ) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備 |
| | (1) 心ぶれバカガガ貝域が及び交合後はガ貝域がの歪偏 【金融機関】 |
| | 【立照版因】 (7) 被災事業者等に対する資金融資 |
| | 【病院等医療施設の管理者】 |
| | (7) 避難施設(注)の整備及び避難訓練の実施 |
| 公共的団体等 | (イ) 災害時における入院患者等の保護及び誘導 |
| | (ウ) 災害時における病人等の受入れ及び保護 |
| | (エ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産 |
| | 【社会福祉施設の管理者】 |
| | (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 |
| | (イ) 災害時における入所者の保護及び誘導 |
| | 【学校法人】 |
| | (ア) 避難施設の整備及び避難訓練 |
| | (イ) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施 |
| | 【危険物施設及び高圧ガス施設の管理者】 |
| | (7) 安全管理の徹底 |
| | (イ) 防護施設の整備 |
| | 【各地区自主防災組織】 |
| | (7) 防災知識の普及と防災訓練実施 |
| | (イ)地震等の災害予防 |
| | (ウ) 地震等発生時の情報収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策 |
| | (I) 防災用資機材の備蓄 |
| | 【婦人会等の各種団体·各地区団体】 |
| | (ア) 町が実施する応急対策への協力 ア 防災関係資料の基礎調査 |
| | プー防災関係資料の基礎調査 イー自衛隊災害派遣計画の作成 |
| 自衛隊 | 1 日南隊及者派遣計画のTF成 ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 |
| 口用你 | エ 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧 |
| | オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 |
| | The state of the s |

第2章 二宮町の自然的・社会的条件

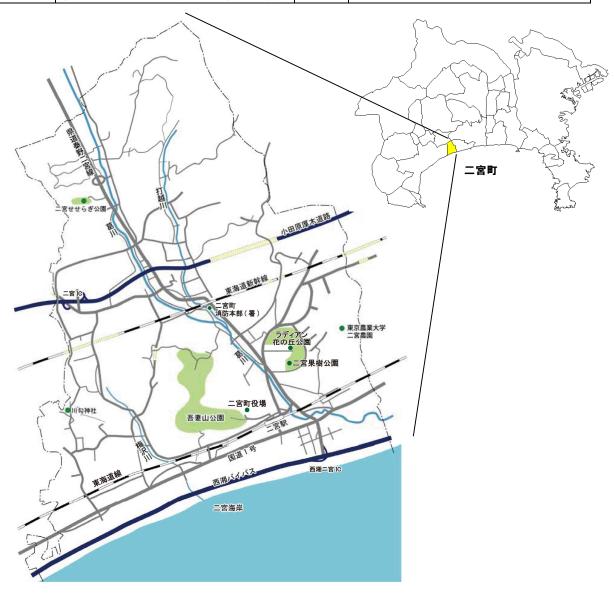
2-1. 自然的条件

(1)位置

- ○二宮町は、神奈川県の南西部に位置し、東京からの距離は約70kmです。東は大磯町、 北は丹沢連峰を背に中井町、西は中村川をはさんで小田原市、南は白砂青松と紺青 の海原「相模湾」に面しています。
- ○町の東西には東海道線、東海道新幹線、国道1号線、西湘バイパスと小田原厚木道 路が走り、南北には県道71号(秦野二宮)があって、それぞれ町道と連結し住民の利 便に供されています。

■二宮町域及び町役場の位置

| | | 町域位置 | | 町役場位置 | | | |
|----|-------|----------------------------------|----|--------------|--|--|--|
| 北緯 | 極南 極北 | 35°17′(中村川口) 35°19′(平塚カントリー) | 北緯 | 35° 17′ 58″ | | | |
| 東経 | 極東極西 | 139°16′(下町境) 139°13′(台山下中村川境) | 東経 | 139° 15′ 19″ | | | |



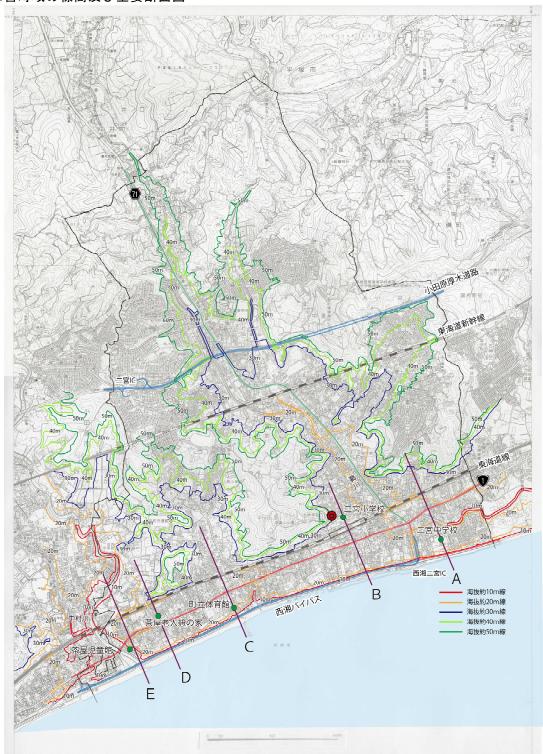
(2)地 形

○町の形状はおおよそ三角形で、南部は東西の幅 3.3km、北に進むにしたがって狭くなり、南北は 3.8km、総面積 9.08km²です。地形的には北側の丘陵地と葛川とその支流の打越川に沿う低地部、南側の海岸段丘によって構成されています。丘陵地の標高は約 20~50mで、浸食が進み谷底平野が入り込んでいて、丘陵の南限は、高さ約 10~20mの急崖を形成し、海岸と接しています。

(3) 地質・地盤

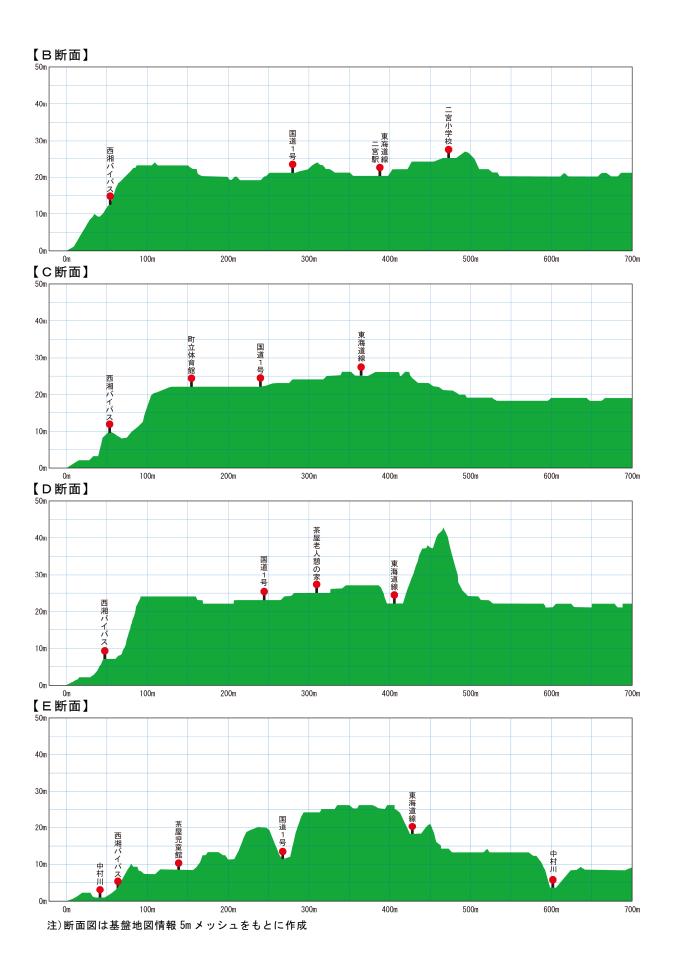
- ○二宮地域は、地質的には、山北層の一部で、基盤は洪積層の凝灰質砂礫岩で構成されていて、その上部に関東ローム層に対比される火山灰層や軽石層が載っています。
- ○二宮地塊は、断層運動によって形成された地域で、第三紀頃までは海底で浸食を受けながら堆積され、洪積世の頃に隆起運動が起って断層隆起したものです。 従って地盤は、火山灰層や凝灰質砂礫岩などでは強く、葛川流域のように火山灰粘土層、軟質凝灰岩や関東ローム層などでは弱いと思われます。
- ○国の地震調査研究推進本部では、近年の地震が主要活断層帯以外でも発生していることから、これまでの個々の活断層ごとの評価に加えて、地域ごとの総合的な活断層評価を実施することとし、関東地域の活断層の長期評価を平成27年4月に公表しました。その結果によると、二宮町周辺には、町の西側に国府津一松田断層帯がありますが、相模トラフのプレート境界地震の震源域の分岐断層のため、本断層が単独で地震断層となることはないと推定されています。

■二宮町域の標高及び主要断面図









(4) 気 象

- ○気温は年平均 16 \mathbb{C} 前後と比較的温暖であり、 $12 \cdot 1$ 月が寒い時期となりますが、それでも平均気温は 7 \mathbb{C} 程度となっています。
- ○雨量は総降雨量 1,600mm 前後であり、夏季多雨冬季小雨といえます。
- ○平均風速は 1.2m/s 程度であり、年間の最多風向は南東方向となっています。

■気象概要

| 一人 小人 小人 一 | 気温 | | | | 湿度 | | 風 | ,速・風 | 句 | 気圧 | E(標高; | 31m) | 降雨 | 降雨量 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|--------|--------|--------|-----|-----------|
| 年別 | 最高 | 最低 | 平均 | 最高 | 最低 | 平均 | 最大 | 平均 | 最多風向 | 最高 | 最低 | 平均 | 日数 | 降附重 |
| 平成 | °C | °C | °C | % | % | % | m/s | m/s | | hPa | hPa | hPa | 日 | Mm |
| 28 年 | 35. 5 | -4. 3 | 16.3 | 98. 7 | 8.4 | 70. 6 | 19.7 | 1.4 | 西 | 1, 032 | 981 | 1, 012 | 129 | 1, 740. 5 |
| 29 年 | 36. 6 | -4. 4 | 15. 6 | 99. 9 | 11.6 | 72. 2 | 20. 6 | 1.2 | 南東 | 1, 027 | 961 | 1, 010 | 109 | 1, 477. 5 |
| 30 年 | 35. 9 | -5. 4 | 16. 7 | 99. 1 | 9.9 | 74. 5 | 29. 5 | 1. 2 | 西南西 | 1, 033 | 977 | 1, 011 | 111 | 1,816.0 |
| 令和元年 | 36. 0 | -2. 9 | 16.4 | 98. 6 | 9.1 | 76. 1 | 29. 5 | 1.2 | 南東 | 1, 031 | 958 | 1, 011 | 122 | 1, 816. 5 |
| 2 年 | 36. 0 | -2. 2 | 16.6 | 98. 6 | 11. 3 | 78. 6 | 19.4 | 1.2 | 南東 | 1, 034 | 983 | 1, 011 | 120 | 1, 599. 5 |
| 1月 | 18. 5 | -1. 1 | 7.3 | 98. 0 | 24. 7 | 74. 5 | 13. 7 | 1. 2 | 西 | 1, 028 | 992 | 1, 013 | 9 | 97. 0 |
| 2 月 | 20. 1 | -1. 2 | 8. 2 | 98. 3 | 11. 3 | 64. 7 | 14. 0 | 1. 2 | 西 | 1, 034 | 995 | 1, 015 | 8 | 43.0 |
| 3 月 | 23. 2 | 0. 1 | 11.0 | 98. 3 | 12. 5 | 71. 1 | 16.8 | 1.5 | 南東 | 1, 022 | 989 | 1, 011 | 12 | 168.5 |
| 4 月 | 22. 8 | 3. 9 | 13. 1 | 98. 3 | 16.6 | 71. 6 | 16. 5 | 1.5 | 南東 | 1, 023 | 985 | 1, 010 | 10 | 210.0 |
| 5 月 | 29. 2 | 9. 2 | 19. 4 | 98. 3 | 21. 9 | 79. 4 | 15. 2 | 1. 2 | 南東 | 1, 020 | 993 | 1, 008 | 7 | 74. 5 |
| 6 月 | 31. 0 | 17. 0 | 23. 2 | 98. 3 | 40. 2 | 86. 7 | 17. 0 | 1.1 | 南東 | 1, 017 | 995 | 1, 005 | 13 | 200.5 |
| 7 月 | 31. 3 | 18. 3 | 24. 4 | 98. 3 | 49. 1 | 92. 3 | 19.4 | 1.1 | 南東 | 1, 014 | 994 | 1, 006 | 23 | 451.5 |
| 8 月 | 36. 0 | 22. 6 | 28. 4 | 98. 0 | 45.8 | 85. 3 | 10.7 | 1.0 | 南東 | 1, 015 | 1, 003 | 1, 008 | 5 | 5.0 |
| 9 月 | 34. 1 | 15. 8 | 24. 5 | 98. 6 | 43. 3 | 86. 7 | 17. 3 | 1.2 | 北 | 1, 015 | 999 | 1, 009 | 17 | 101.0 |
| 10 月 | 27. 3 | 5. 4 | 17. 6 | 98. 6 | 31.6 | 81. 4 | 14. 4 | 1.1 | 北 | 1, 026 | 996 | 1, 014 | 9 | 186.5 |
| 11 月 | 24. 3 | 4. 7 | 14. 1 | 98. 3 | 30. 0 | 77. 6 | 17. 6 | 1.1 | 西南西 | 1, 032 | 1, 001 | 1, 017 | 4 | 10.0 |
| 12 月 | 16. 9 | -2. 2 | 7.8 | 98. 6 | 15. 2 | 72. 1 | 13. 4 | 1.0 | 西 | 1, 026 | 983 | 1, 014 | 3 | 12. 0 |

出典)二宮町統計書(令和2年版)

2-2. 社会的条件

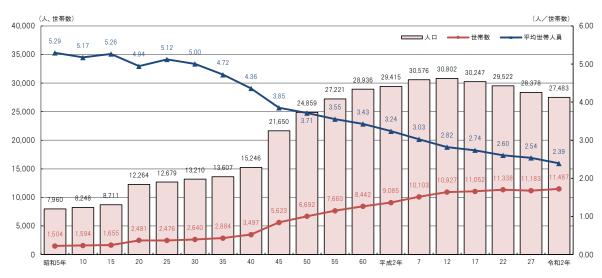
(1)人口

○二宮町の人口は昭和40 年から45 年にかけて内陸部での大規模な宅地開発により急増し、その後も増加基調が続きましたが、平成12 年の30,802 人をピークとしてその後は人口減少に転じています。

年齢別に見ると、65歳以上の高齢者の比率が令和2年で34.7%に達しており、少子高齢化が急速に進んでいることを示しています。

○地区別にみると、町の中央部に位置する中里地区で人口及び世帯数が多くなっています。なお、百合が丘2・3地区、上町地区は、世帯構成人員数が少ない状況にあり、これら地区では、災害発生時の共助による避難体制の強化が必要と考えられます。

■二宮町の人口、世帯数及び世帯人員の推移



出典)二宮町統計書(令和2年版)

■人口の年齢別構成比

| 年 別 | 年少人口 生産年齢人口 老年人口 年齢 構成比 | | | | | 年少人 | 老年人 | | |
|--------------------------|-------------------------|----------|---------|----|-------|--------|-------|-------|-------|
| 十 加 | (~14歳) | (15~64歳) | (65 歳~) | 不詳 | 年少人口 | 生産年齢人口 | 老年人口 | 口指数 | 口指数 |
| 平成 | 人 | 人 | 人 | 人 | % | % | % | | |
| 28 年 | 3, 068 | 16, 001 | 9, 297 | 2 | 10.8 | 56. 4 | 32. 8 | 19. 2 | 58. 1 |
| 29 年 | 3, 006 | 15, 751 | 9, 427 | 2 | 10. 7 | 55. 9 | 33. 4 | 19.1 | 59. 9 |
| 30 年 | 2, 947 | 15, 525 | 9, 514 | 2 | 10. 5 | 55. 5 | 34. 0 | 19.0 | 61.3 |
| 31 年 | 2, 918 | 15, 392 | 9, 585 | 2 | 10. 5 | 55. 2 | 34. 4 | 19.0 | 62. 3 |
| 令和2年 | 2, 852 | 15, 197 | 9, 602 | 2 | 10. 3 | 55. 0 | 34. 7 | 18.8 | 63. 2 |
| 니바\ = 호마셨린 쿡 /스웨이 /도 때 \ | | | | | | | | | |

出典)二宮町統計書(令和2年版)

■地区別人口・世帯数 【地区別人口】 【地区別世帯数】 一色 一色 緑が丘 緑が丘 富士見が丘3 富士見が丘3 百合が丘3 百合が丘3 松根 松根 富士見が丘2 富士見が丘2 百合が丘2 百合が丘2 中里 中里 富士見が丘1 富士見が丘1 元町北。 百合が丘1 百合が丘1 元町北く 元町南 元町南 釜野 下町 釜野 下町 中町 中町 上町 上町 梅沢 梅沢 川旬 川匂 越地 凡例(人口) 凡例(世帯数) 茶屋 茶屋 2000人~ 801世帯~ 1500~1999人 601~800世帯 1000~1499人 401~600世帯 500~999人 201~400世帯 0~200世帯 0~499人 【地区別 65 歳以上人口比率】 【地区別世帯構成人員数】 一色 一色 緑が丘 緑が丘 富士見が丘3 百合が丘3 百合が丘3 富士見が丘3 松根 松根 富士見が丘2 富士見が丘2 百合が丘2 百合が丘2 中里 中里 富士見が丘1 富士見が丘1 百合が丘1 元町北 • 分元町北 ⁴ 百合が丘1 元町南 元町南 釜野 下町 釜野 下町 中町 中町 上町 上町 梅沢 梅沢 川匂 川匂 凡例 (65歳以上比率) (世帯構成人員数) 茶屋 茶屋 45.0%以上 2.4人/世帯~ 40.0~44.9% 2.3人/世帯 35.0~39.9% 2.2人/世帯 30.0~34.9% 2.1人/世帯 29.9%以下 ~2.0人/世帯

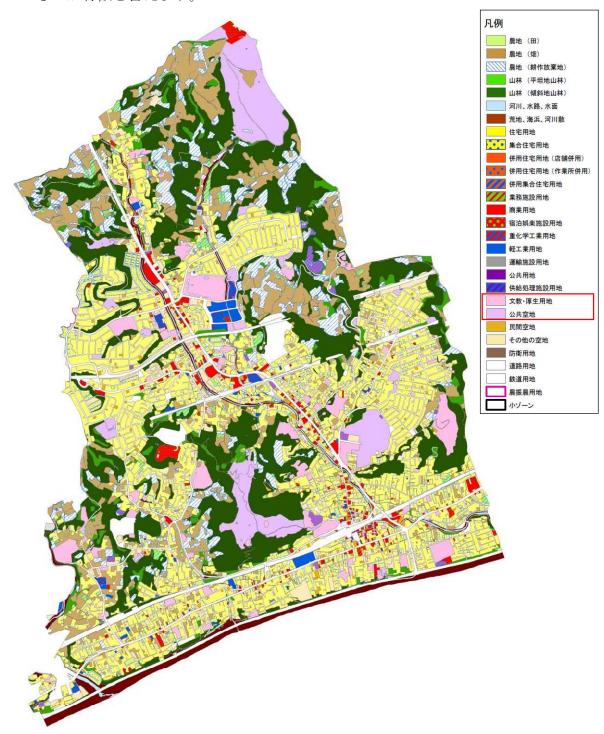
出典)二宮町資料(令和2年8月1日現在)

_____ ※町平均2.2人/世帯

※町全体35.1%

(2) 土地利用

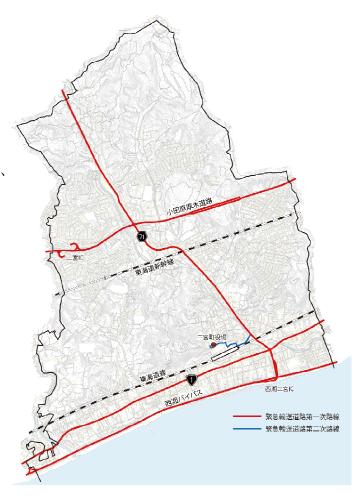
- ○二宮町の土地利用として、最も多いのは、宅地の 2.87 km ²であり、町域の約 31.6% を占め、住宅用地が町域全域に広がっています。
- ○なお、学校等の文教・厚生用地、公園等の公共用地が町域にバランスよく点在して いるのが特徴と言えます。



■土地利用現況図(平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査)

(3)道路•交通

- ○東海道筋に位置する二宮町では、東西方向の交通網が発達しており、南から海岸沿いを走る西湘バイパス、国道1号、東海道線、東海道新幹線、小田原厚木道路などが町内を横断しています。また、東名高速道路の秦野中井インターチェンジも至近となっています。一方、南北方向のネットワークは弱く、骨格となる路線は県道71号(秦野二宮)のみとなっています。
- ○県では、救助や消火活動など応 急対策のために、防災拠点や主要 都市を連絡する国道などを緊急 交通路指定想定路線(59 路線)と して、また、復旧活動のための資 材や要員、車両などの輸送のため、 緊急輸送道路(386 路線)を指定 しており、二宮町内では、第一次 緊急輸送道路が4路線、第二次緊 急輸送道路が3路線指定を受け ています。

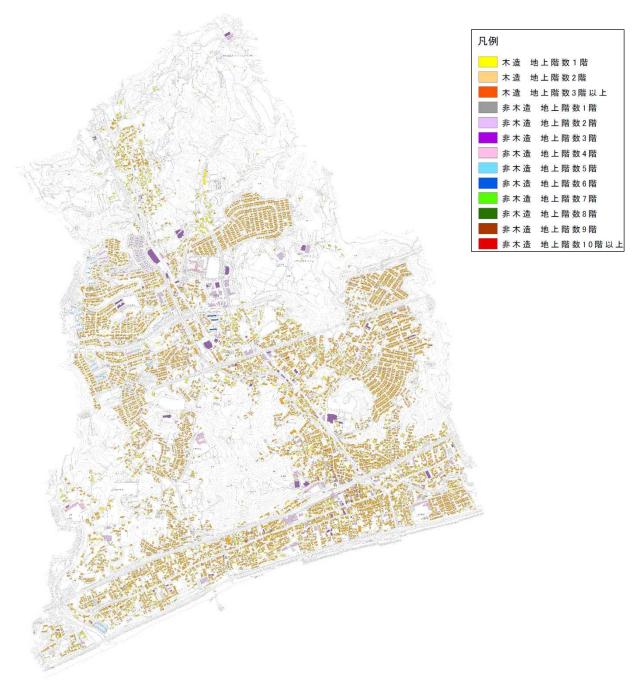


■二宮町における緊急交通路及び緊急輸送道路

| | | 概 要 | 対象路線 |
|----|-------|-------------------|-------------------|
| 緊 | 急交通路 | 大震災発生時、一般車両の通行禁止、 | |
| 指定 | ዸ想定路線 | 制限の交通規制を受ける道路 | 国道1号 |
| | | 高規格幹線道路、一般国道等で構成 | 国道 1 号(西湘バイパス) |
| | 第一次路線 | する広域的ネットワーク及び港湾等 | 国道 271 号(小田原厚木道路) |
| 緊急 | , | に連絡する路線で緊急輸送の骨格を | 県道 71 号(秦野二宮) |
| 輸送 | | なす路線 | |
| 道路 | | 第一次緊急輸送道路を補完し、地域 | 1級町道1号線 |
| | 第二次路線 | 的ネットワークを形成する路線及び | 2級町道1号線 |
| | | 市町村庁舎等に連絡する路線 | 町道二宮 81 号線 |

(4)建築物

- ○平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査(木造率の状況)によると、木造建物比率(延 床面積)は68.0%であり、2 階建建物が多い状況にあり、東海道線以南は、建築物が 多く立地している状況となっています。
- ○平成27年度神奈川県都市計画基礎調査(建物年齢別現況)によると、築30年以上(昭和61年以前に建築)経過した建物比率(延床面積)は、木造建築36.7%・非木造建築41.5%となっており、全体としては38.0%となっています(新耐震基準は昭和56年6月より)。



■建物構造·階数別現況図(平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査)

(5) 防災施設

○令和3年4月1日現在、消防力の現況は、消防署1署と消防団5個分団が設置されています。

消防車両としては、災害対応特殊水槽付消防ポンプ車・消防ポンプ車・救助工作車・ 高規格救急車・小型動力ポンプ等が配備されています。

消防水利としては、消火栓・防火水槽等が整備されています。

○災害用備品保管場所として、災害用備蓄コンテナや災害用備蓄倉庫等が避難所等に 整備されています。

(6)情報伝達

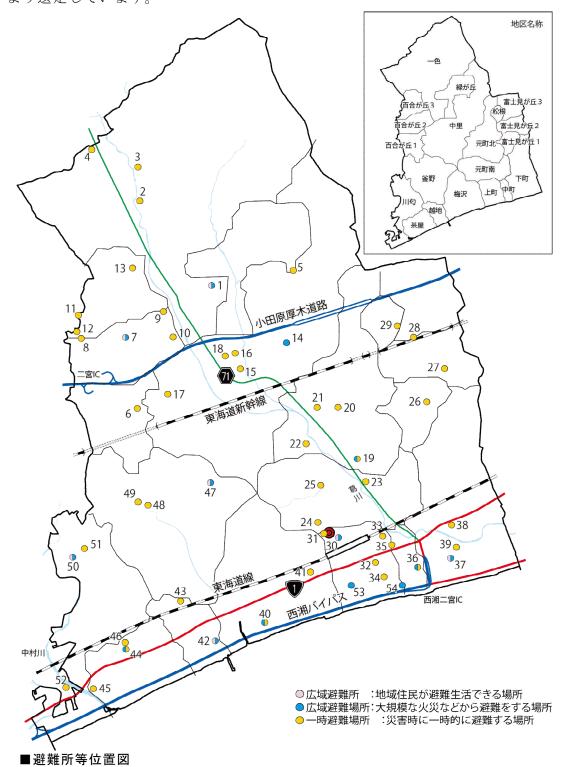
○災害時の円滑な応急対策実施のために、防災関係機関や住民の間の情報伝達が重要であり、町では全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政用無線の同報系や移動系子局の整備等を実施しています。

(7) 危険物

○令和3年4月現在、町内には危険物施設が14ヶ所あり、施設別には貯蔵所10ヶ所・ 取扱所4ヶ所となっており、地下タンク貯蔵所が7ヶ所と最も多くなっています。

(8) 避難所

- ○二宮町では令和3年10月現在、広域避難所7ヶ所、福祉避難所7ヶ所、広域避難場 所14ヶ所、一時避難場所44ヶ所を指定しています。
- ○なお、災害対策基本法に基づく「指定避難所(福祉避難所含む)」「指定緊急避難場所」 は、ハザードの状況を勘案し、それぞれ広域避難所・福祉避難所及び広域避難場所 より選定しています。



■避難所等種類及び施設名称

※令和3年10月現在

| | 図 45 = 0.5 76 | | 広域 | 福祉 | 広域避難場所 | | | - | | <u>避難場所</u> | | | |
|-----------------|---------------|-------------------------|------------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------|----------|------------|--|
| 所在地区 | 中 No | 施設名称 | | 避難所 | 津波 | 地震 火事 | 洪水 | 崖崩 | 津波 | 地震 火事 | 洪水 | 崖 | |
| — 色 | 1 | | * | | * | * | * | * | | 7,7 | | | |
| L. | 2 | 一色防災コミュニティーセンター | | * | | | | | | _ | | _ | |
| | 3 | | | | | | <u></u> | | | • | | | |
| | | 一色公民館 | | ļ | |] | <u>.</u> | | | _ | | | |
| /7 / 2 - | 4 | 梅の木幼稚園 | | _ | | | <u> </u> | | • | • | • | • | |
| 緑が丘 | 5 | 緑が丘防災コミュニティーセンター | | • | | | | | • | • | • | | |
| 百合が丘1丁目 | 6 | | | | | | | | • | • | • | (| |
| 百合が丘2丁目 | 7 | 町立一色小学校 | • | | * | * | * | | | | | | |
| | 8 | 百合が丘老人憩の家 | | | | | | | • | • | • | • | |
| | 9 | 百合が丘児童館 | | | | } | d | | • | • | • | (| |
| | 10 | 二宮育美幼稚園 | | | • | } | f | | • | • | • | | |
| 百合が丘3丁目 | 11 | 町立百合が丘保育園 | | | | | | | • | • | • | T | |
| 10% 110 11 | 12 | | • | ļ | | I | | | • | • | • | . ļ | |
| | | | | ļ | | <u></u> | <u> </u> | | | | ļ | <u> </u> | |
| | 13 | | - | | | | | | • | • | • | - | |
| 中 里 | 14 | | | ļ | * | * | * | * | | ļ <u>.</u> | | . ļ | |
| | 15 | | | * | • | ļ | ļ | | • | • | • | | |
| | 16 | | | | • | | | | • | • | • | (| |
| | 17 | 中里西公会堂 | | | | | | | • | • | • | • | |
| | 18 | 中里団地集会場 | | | | | | | • | • | • | (| |
| 元町北 | 19 | 生涯学習センター・ラディアン(花の丘公園含む) | | | * | * | | * | • | • | | (| |
| | 20 | | • | * | | <u> </u> | İ | | • | • | • | | |
| | 21 | 二宮町保健センター | | * | - | | | <u></u> | | • | • | | |
| | 22 | | | | | <u></u> | <u> </u> | | | <u> </u> | ļ | | |
| - m- +- | | | | | | | | | • | • | • | <u> </u> | |
| 元町南 | 23 | | | ļ | | ļ | ļ | | • | • | | ļ | |
| | 24 | | | ļ | | ļ | ļ | ļ | • | • | • | <u>.</u> | |
| | | 二宮保育園 | | | | | | | • | • | • | | |
| 富士見が丘一丁目 | 26 | 富士見が丘児童館 | | | | | | | • | • | • | | |
| 3 士 見 が 丘 二 丁 目 | 27 | みちる愛児園 | | | | | | | • | • | • | (| |
| 富士見が丘三丁目 | 28 | 富士見が丘防災コミュニティーセンター | | * | | | | | • | • | • | (| |
| 松根 | 29 | | | | | | | | • | • | • | | |
| 上町 | | 町立二宮小学校 | • | | * | * | * | | | Ť | | H | |
| , | 31 | 二宮町町民センター | | | | | ļ | L | | • | • | · | |
| | 32 | | | ļ | | | ļ | | | ļ | | ļ | |
| | | 上町児童館 | | ļ | | ļ | | | | • | • | | |
| | 33 | | | ļ | | ļ | ļ | | • | • | • | | |
| | 34 | 二宮めぐみ幼稚園 | | | | | | | • | • | • | (| |
| | 53 | 心泉学園 | | | * | | | | | | | | |
| | 54 | 袖が浦公園 | | | * | | Ĭ | | | | | | |
| 中町 | 35 | | | | | | | | • | • | • | (| |
| | | 海の星幼稚園 | | | * | | | | | • | • | | |
| 下町 | 37 | 町立二宮中学校 | * | | * | * | * | * | | Ť | ⊢ Ť | t | |
| 1. 14. | 38 | | | ļ | | | | | | | . | ļ | |
| | | | | | | | | | | • | | - | |
| 15 15 | 39 | | | | | | | | • | • | • | - | |
| 梅 沢 | | 梅沢老人憩の家 | | | * | | ļ | | | • | • | ļ(| |
| | 41 | | | | | | | | • | • | • | _ (| |
| 越 地 | 42 | 町立体育館 | ★ | | * | | | | | | | <u></u> | |
| | 43 | 越地児童館 | | | | | | | • | • | • | (| |
| 茶屋 | 44 | | | | * | | | | | • | • | (| |
| | 45 | 茶屋児童館 | | | | } | İ | <u> </u> | | • | • | | |
| | 46 | 一 山西防災コミュニティーセンター | | * | . | | ļ | | • | | • | | |
| 公 眍 | 47 | | • | | * | * | * | | | | | <u> </u> | |
| 釜 野 | | | ļ . | | | × | * | | | <u> </u> | | | |
| | 48 | | | | | | | | • | • | • | ļ(| |
| | | 二宮みどり幼稚園 | | | | | <u> </u> | | • | • | • | <u> </u> | |
| 川匂 | 50 | 町立二宮西中学校 | • | | * | * | * | | | | FIRMION | | |
| | 51 | 入川匂老人憩の家 | | | | | | | • | • | • | (| |
| (小田原市) | 52 | | | | | | | | | • | • | (| |
| | | 総数 | | | | 1 | 4 | • | | Δ | .4 | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | 内訳(災害種類に対応した避難所等) | 7 | 7 | 14 | 8 | 7 | 4 | 39 | 44 | 41 | 3 | |

注)福祉避難所については、公共施設についてのみ表示

参 考:二宮町の主な災害履歴

| 時期 | | 災害の内容等 |
|--------|---------|--|
| 1614 年 | 慶長 19 年 | ○小田原地方地震(1月) ○関東大風雨(8月) ○慶長の地震(10月) |
| 1703 年 | 元禄 16 年 | 〇東海地方大地震(M8.2)(11月) 押切橋崩壊、中里村内の堰堤 5ヶ所崩切れ |
| 1707 年 | 宝永4年 | 〇五畿七道地震(M8.2)(10月) 〇富士山噴火(11月)。約半月間にわたる降灰で 40cm 程度積もる |
| 1853 年 | 嘉永6年 | 〇相模小田原付近地震(M6.5)(2月)。家屋倒壊、死傷者あり |
| 1898 年 | 明治 31 年 | ○暴風雨により大磯~国府津の間の道路が不通、押切橋壊落、中郡死者3名 |
| 1903 年 | 明治 36 年 | 〇一色で火災発生、8棟全焼 |
| 1905 年 | 明治 38 年 | 〇押切の大火(12月) |
| 1910年 | 明治 43 年 | 〇台風により記録的大雨、県内河川の殆どが決壊し大洪水が起こる(8月) |
| 1911 年 | 明治 44 年 | 〇暴風雨のため、二宮一中里間で馬車鉄道が流される(8月) |
| 1923 年 | 大正 12 年 | 〇関東大震災(死者 25 名・重軽傷者 26 名)(9 月 1 日) |
| 1924 年 | 大正 13 年 | ○相模地震(震度 5)(1 月 15 日) ○暴風雨のため押切橋流失、田畑に被害多し(9 月) |
| 1927 年 | 昭和2年 | 〇二宮駅前大火(13 棟全焼)(2 月) |
| 1931 年 | 昭和6年 | 〇豪雨による洪水で塔台川護岸崩壊(10月) |
| 1932 年 | 昭和7年 | 〇神奈川県下、台風により被害多発(11月) |
| 1935 年 | 昭和 10 年 | 〇雹害(一色·中里·元町の農作物に甚大な被害(5月)) 〇大豪雨により甚大な被害発生(昭和10年度予算額とほぼ同額)(10月) |
| 1938 年 | 昭和 13 年 | 〇梅雨による台風で甚大な水害発生 |
| 1940 年 | 昭和 15 年 | 〇二宮の大火(上町・中町 69 戸全焼、半焼 4 戸)(1 月) |
| 1941 年 | 昭和 16 年 | 〇大豪雨(罹災 2,940 人、流失家屋 9 戸、床上浸水 124 戸)(7 月) |
| 1966 年 | 昭和 41 年 | 〇台風4号で県下被害多数(6月下旬) |
| 1979 年 | 昭和 54 年 | 〇東海地震防災対策強化地域に指定される |
| 1984 年 | 昭和 59 年 | 〇夏、集中豪雨にて峰岸山崩れ |
| 2007年 | 平成 19 年 | 〇台風9号により西湘バイパス一部破損、砂浜に被害 |
| 2011年 | 平成 23 年 | 〇東日本大震災(震度5強、人的被害・火災・建物への被害なし) |
| 2015 年 | 平成 27 年 | 〇震度 5 強を記録。被害なし(5 月 30 日) |
| 2019 年 | 令和元年 | 〇台風 15 号 (房総半島台風)、19 号 (東日本台風) と大きな台風が続き、 19 号では避難者約 180 名あり |
| 2021 年 | 令和3年 | 〇集中豪雨により吾妻山と兎沢で土砂流出(7月3日) |

出典:「にのみやの歴史 創刊号(二宮町史編集委員会)」(平成元年6月) :「にのみやの歴史 第2号(二宮町史編集委員会)」(平成2年3月)

^{:「}二宮町史通史編」(平成6年3月)

^{:「}湘南にのみや バーチャル郷土館(二宮町教育委員会)」(http://shonanninomiya-virtualmuseum.info/index.html)